

不利益処分

処分名	介護・訓練等給付費の不正利得の徴収
根拠法令	障害者自立支援法第 25 条 障害者自立支援法施行令第 14 条
所管課	福祉政策課

1 処分基準

(1) 処分の内容

下記に該当する場合，その支給資格の取消し（支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収する。）

(2) 処分の要件

偽りその他不正の手段により介護・訓練等給付費の支給を受けたことが判明したとき。